

株式会社シモジマ

第65回定時株主総会招集ご通知

日 時

2026年6月25日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場 所

東京都千代田区外神田四丁目1-4番1号
秋葉原UDX 4階
Next-1

※末尾記載の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）9名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬枠設定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬枠設定の件
- 第8号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

株主各位

証券コード 7482
(発送日) 2026年6月4日
東京都台東区浅草橋五丁目29番8号

株式会社シモジマ

代表取締役社長 **笠井 義彦**

第65回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第65回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第65回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.shimojima.co.jp/ir/stock/convocation.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）「シモジマ」または当社証券コード「7482」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませますようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにて議決権を行使できますので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」に記載の方法により2026年6月24日（水曜日）の午後5時30分までに書面またはインターネットにて事前に議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

<p>1 日 時</p>	<p>2026年6月25日（木曜日）午前10時</p>
<p>2 場 所</p>	<p>東京都千代田区外神田四丁目14番1号 秋葉原UDX4階 Next-1 ※末尾記載の【定時株主総会会場ご案内図】をご参照ください。 ※株主総会当日の議場の模様は、動画によるライブ配信を予定しております。詳細は、別掲の【ライブ配信のご案内】をご参照ください。</p>
<p>3 目的事項</p>	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第65期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第65期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件 <p>決議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）9名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第6号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬枠設定の件 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬枠設定の件 第8号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
<p>4 議決権行使についてのご案内</p>	<p>別掲の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。</p>

- 総会にご来場いただきました株主の皆さまへのお土産は昨年同様ございません。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。会場運営上の大きな変更が生じた場合にも、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載いたします。
- 書面交付請求をいただいた株主さまには、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、①事業報告の「主要な事業所」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」を除いております。したがって当該書面に記載している事項は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部でございます。

以 上

議決権行使についてのご案内



株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



1. 書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年6月24日（水曜日）
午後5時30分到着分まで



2. インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月24日（水曜日）
午後5時30分入力完了分まで



3. 総会会場にて議決権を行使される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年6月25日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

機関投資家の皆さまへ

株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームより議決権を行使いただけます。



議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 御中

株主総会日 議決権の数 XXX

XXXXXXXXXX月XX日

議案は議社のご所属株式 XXX 株

議決権の数 XXX 股

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

5. _____

6. _____

7. _____

8. _____

サイン欄QRコード

サイン欄 XXXX-XXXX-XXXX-XXX

同本 裏面QRコード XXXXXX

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2・5・6・7・8号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3・4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合には、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

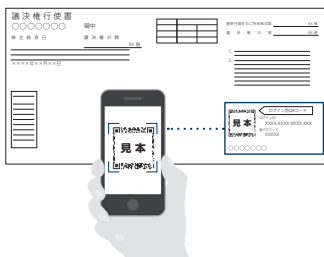


インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

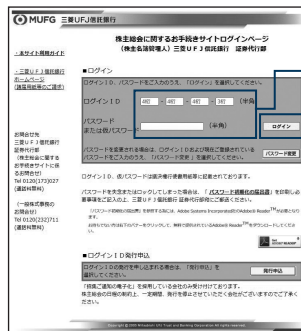
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

- ※ 書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ※ インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合がございます。

〔2〕ログイン後の視聴の方法（株主総会当日）

ログイン後、「当日ライブ視聴」ボタンをクリックした後、当日ライブ視聴等に関するご利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」をクリックしてください。

- (1) ログイン後の画面に表示されている「当日ライブ視聴」ボタンをクリックしてください。
※当日ライブ視聴ページには、開始時間30分前の午前9時30分頃にアクセス可能となります。
- (2) 当日ライブ視聴等に関するご利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」をクリックしてください。
- (3) 当日ライブ視聴ページが表示されます。

3. ご留意事項

- インターネットによるライブ配信をご覧いただくことは、会社法上株主総会への出席とは認められておりません。このため、株主さまから、インターネットを通じて質問や動議、議決権行使をお受けすることはできません。あらかじめご了承ください。
- 本株主総会のライブ模様は株主さまに限定して配信いたします。ライブ配信をご自身で撮影し、SNS等で公開する等の二次利用を固くお断りいたします。
- ライブ配信につきましては、通信環境等の影響により、会場の議事進行とタイムラグが発生する可能性があります。また、万一通信障害が発生した場合、復旧を待たずに議事を進行させていただく場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ご使用のパソコン環境（機種、性能等）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございます。インターネットの接続方法やご視聴の方法に関するお問い合わせにはお答えできませんのであらかじめご了承ください。
- 天変地異等により、ライブ配信が実施できなくなる可能性もございます。配信可否、状況等につきましては、随時当社HP (<https://www.shimojima.co.jp>) 等によりご案内させていただきます。
- ライブ配信をご視聴いただくための通信料金等は、各株主さまのご負担となります。
- 当日の会場撮影は、ご出席株主さまのプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみとしますが、やむを得ずご出席株主さまが映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- 株主総会終了後のオンデマンド配信の予定はございませんのであらかじめご了承ください。
- 議決権行使書用紙を紛失された場合、以下の「ライブ配信サイトに関するお問い合わせ先」（三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部）にて、再発行が可能です。ただし、株主総会開催日の約1週間前を経過した場合等、お問い合わせをいただきましたタイミングによっては再発行をお受けできない場合がございますのであらかじめご了承ください。

<p>ライブ配信サイトに 関する お問い合わせ先</p>	<p>三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ☎ 0120-676-808 (通話料無料) 受付時間：平日9：00～17：00 (土日祝日は除く) ただし、株主総会当日 (2026年6月25日) は午前9：00～株主総会終了まで</p>
<p>ライブ配信に関する お問い合わせ (動画プレイヤーの 視聴不具合等)</p>	<p>株式会社ブイキューブ ☎ 03-6833-6253 受付時間：総会当日午前9：00～総会終了まで</p>

事前質問受付のご案内

本株主総会の目的事項に関わる内容に限り、事前質問を受け付けいたします。
株主の皆さまのご関心が特に高い事項について、株主総会当日に回答させていただく予定です。
個別の事項に関するご質問には回答いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

1. 受付の期間

2026年6月4日 (木曜日) 午前5時から
2026年6月18日 (木曜日) 午後5時30分まで

2. ご投稿の方法

- ①ライブ配信の視聴の際と同様の方法で、株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」にアクセス・ログインしてください。
- ②「事前質問」のボタンをクリックしてください。
- ③ご質問のカテゴリを選択し、ご質問内容等を入力の上、利用規約を確認し、「利用規約に同意する」にチェックし、「確認画面へ」ボタンをクリックしてください。
- ④ご質問内容等をご入力の後、「送信」ボタンをクリックしてください。

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金の処分の件

当社は、利益配分につきましては、安定的な配当に配慮しつつ毎期の業績や財務状況を勘案し行うことを基本的な方針としています。剰余金の配当につきましては、連結配当性向50%または連結株主資本配当率（D O E）（※）3%以上を目指して配当金額を決定することとし、株主の皆さまに利益還元を行います。

（※）連結株主資本配当率（D O E）＝（年間配当総額÷連結株主資本）×100

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当は、当期の業績並びに今後の経営環境等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類	金銭といたします。
② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金 32円 といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は、 748,673,024円 となります。また、2025年12月1日において中間配当金として1株につき27円をお支払しておりますので、当期の年間配当金は、1株につき59円となります。
③ 剰余金の配当が効力を生じる日	2026年6月26日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

その他の剰余金の処分につきましては、将来の事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、別途積立金を1億円増加させ、繰越利益剰余金を1億円減少させることといたしたいと存じます。

① 増加する剰余金の項目とその額	別途積立金	100百万円
② 減少する剰余金の項目とその額	繰越利益剰余金	100百万円

1. 変更の理由

(1) 事業目的の追加

当社の事業活動の現状に即し、事業内容の拡大及び今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条について追加を行うものであります。

(2) 監査等委員会設置会社への移行

2026年3月23日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」で別途開示しておりますとおり、当社は、第65回定時株主総会での承認を前提として、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を実現することを目的として、監査等委員会設置会社に移行することとしました。これに伴い、定款の一部を次のとおり変更するものであります。

- ① 監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会及び監査役に関する規定の削除等を行うものです。
- ② 取締役会の決議によって重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる旨の規定を新設するものです。
- ③ 上記各変更に伴う関連規定の変更、現行定款の趣旨をより明確化するための変更、条数の整備及び字句の修正等所要の変更を併せて行うものです。

(3) なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (条文省略) (目的)	第1条 (現行どおり) (目的)
第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. ～2. (条文省略) 3. 下記の業務 一.～二十二. (条文省略) (新設)	第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. ～2. (現行どおり) 3. 下記の業務 一.～二十二. (現行どおり)
(新設)	<u>二十三. 知的財産権（著作権、商標権等）の実施、使用、利用許諾、媒介、維持、管理</u>
4. ～6. (条文省略)	<u>二十四. デザインの企画および利用権、複製権の設定</u> 4. ～6. (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>第 3 条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. 監査役 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人 <p>第 5 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条 (条文省略)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 7 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</p> <p>第 8 条～第 10 条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。 <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 12 条 株主名簿および新株発行予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規程</u>による。</p>	<p>第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. 会計監査人 <p>第 5 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条 (現行どおり)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 7 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって<u>市場取引等</u>により自己株式を取得することができる。</p> <p>第 8 条～第 10 条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。</u> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 12 条 株主名簿および新株発行予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または本定款のほか、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める株式取扱規程</u>による。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第 1 3 条～第 1 4 条 (条文省略)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第 1 5 条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長とする。</p> <p>② 取締役社長に事故ある場合は、予め取締役会において定めた順序に従い他の取締役が当たる。</p> <p>第 1 6 条～第 1 8 条 (条文省略)</p> <p>(議事録)</p> <p>第 1 9 条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、議長<u>ならびに</u>出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</p> <p>② 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置く。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 2 0 条 当会社の取締役は15名以内とする。 (新設)</p> <p>(取締役の選任決議)</p> <p>第 2 1 条 当会社の取締役は株主総会の決議により選任する。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第 1 3 条～第 1 4 条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第 1 5 条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故<u>がある</u>場合は、予め取締役会において定めた順序に従い他の取締役が<u>これに</u>当たる。</p> <p>第 1 6 条～第 1 8 条 (現行どおり)</p> <p>(議事録)</p> <p>第 1 9 条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、議長<u>および</u>出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</p> <p>② 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置く。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 2 0 条 当会社の取締役は15名以内とする。</p> <p>② <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とし、その過半数は社外取締役とする。</u></p> <p>(取締役の選任決議)</p> <p>第 2 1 条 当会社の取締役は株主総会の決議により監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを<u>区別して</u>選任する。</p>

現行定款	変更案
<p>② 当社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。ただし、当社の取締役の選任については累積投票によらないものとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 補欠により選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>③ <u>増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第23条 当社の代表取締役は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>② 当社は、取締役会の決議により、取締役の中から社長1名をおき、必要に応じて会長1名、副会長1名、副社長、専務取締役、および常務取締役若干名を選定することができる。</p>	<p>② 当社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。ただし、当社の取締役の選任については累積投票によらないものとする。</p> <p>③ <u>補欠として選任された監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始のときまでとする。</u></p> <p>(取締役の任期) 第22条 取締役（<u>監査等委員であるものを除く。</u>）の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p>③ <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第23条 当社の代表取締役は、取締役会の決議により、<u>取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から選定する。</u></p> <p>② 当社は、取締役会の決議により、<u>取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から社長1名をおき、必要に応じて会長1名、副会長1名、副社長、専務取締役、および常務取締役若干名を選定することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長が招集し議長となる。取締役社長に事故のある場合は、<u>予め取締役会において定めた順序に従い他の取締役が</u>あたる。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第25条 取締役会の招集は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>② 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこのかぎりでない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、<u>出席した取締役および監査役は、これに記名捺印</u>または電子署名を行う。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。</p> <p>② <u>取締役社長に事故がある場合は、予め取締役会において定めた順序に従い他の取締役がこれに当たる。</u></p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第25条 取締役会の招集は、各取締役に<u>対し</u>、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② <u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることが</u>できる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>② 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、<u>出席した取締役は、これに記名捺印または電子署名</u>を行う。</p>

現行定款	変更案
<p>② 取締役会の議事録は、議事の日から10年間本店に備え置く。</p> <p>(新設)</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第29条 取締役会に関する事項については、法令または定款のほか取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議により定める。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第31条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任決議)</p> <p>第32条 当社の監査役は株主総会の決議により選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>② 取締役会の議事録は、議事の日から10年間本店に備え置く。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第28条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第30条 取締役会に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第31条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議により監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>③ <u>当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととする場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>④ <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議の効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第33条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p> <p><u>(常勤監査役)</u></p> <p>第34条 <u>常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。</u></p> <p><u>(監査役の責任限定)</u></p> <p>第35条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会の招集手続) <u>第36条</u> 監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期日を短縮することができる。 (新設)</p> <p>(監査役会の決議方法) <u>第37条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p> <p>(監査役会の議事録) <u>第38条</u> 監査役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役はこれに記名捺印または電子署名を行う。監査役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。 (新設)</p> <p>(監査役会規程) <u>第39条</u> 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役の報酬等) <u>第40条</u> 当会社の監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(監査等委員会の招集手続) <u>第32条</u> 監査等委員会の招集は、各監査等委員に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の決議方法) <u>第33条</u> 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。</p> <p>(監査等委員会の議事録) <u>第34条</u> 監査等委員会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査等委員は、これに記名捺印または電子署名を行う。 ② <u>監査等委員会の議事録は、議事の日から10年間本店に備え置く。</u></p> <p>(監査等委員会規程) <u>第35条</u> 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。 (削除)</p>
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第41条～第44条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第36条～第39条 (現行どおり)</p>

第3号議案


取締役（監査等委員であるものを除く。）9名選任の件


本総会終結の時をもって、取締役8名全員は任期満了となります（なお、代表取締役下島雅幸氏は、2025年12月31日をもって取締役を辞任により退任いたしました。）。また、当社は第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。


つきましては、現取締役8名から1名増員となる、社外取締役2名を含む取締役9名（監査等委員であるものを除く。以下、本議案において同じ。）の選任をお願いするものであります。なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものといたします。取締役候補者は次のとおりであります。


候補者番号	氏名	現在の地位及び担当	属性	取締役会出席状況
1	かさい よしひこ 笠井 義彦	代表取締役社長	再任	14回/14回 (100%)
2	おの であ ひとし 小野寺 仁	専務取締役上席執行役員 経営企画本部長兼管理本部長	再任	14回/14回 (100%)
3	おおぬき まなぶ 大貫 学	取締役上席執行役員 営業統括本部長	再任	14回/14回 (100%)
4	わたなべ しょういち 渡辺 昭一	取締役上席執行役員 営業統括副本部長	再任	14回/14回 (100%)
5	いけだ ひろこ 池田 裕子	執行役員管理副本部長	新任	—
6	おじり しんご 尾尻 新吾	執行役員商品統括本部長	新任	—
7	たかの まさし 高野 雅司	執行役員経営企画部長	新任	—
8	うめの つとむ 梅野 勉	社外取締役	再任 社外 独立	14回/14回 (100%)
9	いwasaki たけゆき 岩崎 剛幸	社外取締役	再任 社外 独立	14回/14回 (100%)


再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員


候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 再任	 かさい よしひこ 笠井 義彦 (1959年1月21日生)	1981年 4月 (株)シモジマ入社 2007年 3月 当社西日本営業部長 2008年 2月 当社子会社サンワ(株)代表取締役社長 2012年 5月 当社営業本部副本部長兼西日本営業部長 2012年 6月 当社取締役営業本部副本部長 2014年 6月 当社執行役員営業本部副本部長 2015年 6月 当社執行役員営業本部長 2016年 6月 当社取締役上席執行役員営業本部長 2017年 8月 当社取締役常務執行役員営業統括本部長兼営業本部長 2018年 6月 当社専務取締役上席執行役員営業統括本部長兼営業本部長 2019年 6月 当社代表取締役専務上席執行役員営業統括本部長兼営業本部長 2021年 4月 当社代表取締役社長 (現任)	45,278株
【取締役候補者とした理由】 候補者は、営業・マーケティングに精通しているほか、子会社経営の実績を有し、取締役会の意思決定・監督の効率性・実効性の向上に資するべく、引き続き取締役候補者となりました。			


候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2 再任	 おの であら ひとし 小野寺 仁 (1960年6月18日生)	1983年 4月 シモジマ商事(株)入社 2005年 4月 当社経営企画室長 2014年 6月 当社執行役員経営企画室長 2016年 6月 当社取締役上席執行役員経営企画室長 2018年 4月 当社取締役上席執行役員商品統括本部長 2018年10月 当社取締役上席執行役員商品統括本部長兼SCM部長 2022年 6月 当社常務取締役上席執行役員経営企画本部長 2024年 6月 当社専務取締役上席執行役員経営企画本部長 2024年 8月 当社専務取締役上席執行役員経営企画本部長兼管理本部長 (現任) 【重要な兼職の状況】 シモジマロジスティクス(株)代表取締役会長	23,305株
【取締役候補者とした理由】 候補者は、経営企画部門の経験を豊富に有し、予算統制、上場法制、IR等関連事項に精通しているほか、子会社経営の経験を有し、物流・情報技術関連にも通暁していることから、取締役会の意思決定機能と監督機能の向上をはかるべく、引き続き取締役候補者となりました。			


候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 再任	 <p>おおき まなぶ 大貫 学 (1965年7月20日生)</p>	1988年 4月 シモジマ商事(株)入社 2003年 6月 当社埼玉営業所所長 2011年11月 当社業態開発部部長 2018年 6月 当社執行役員営業本部副本部長兼第二営業部長 2020年 4月 当社執行役員商品本部副本部長 2020年 6月 当社執行役員商品本部長 2021年 3月 当社執行役員商品本部長兼品質管理部長 2022年 6月 当社取締役上席執行役員商品本部長 2026年 1月 当社取締役上席執行役員営業統括本部長（現任）	11,545株
	<p>【取締役候補者とした理由】 候補者は、当社での営業部門及び商品仕入部門での経験を豊富に有し、当社の業務プロセス、商品構成、事業開発を含む事業全体につき熟知していることから、取締役会の意思決定機能と監督機能の向上をはかるべく、引き続き取締役候補者となりました。</p>		


候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4 再任	 <p>わたなべ しやういち 渡辺 昭一 (1969年7月22日生)</p>	1993年 3月 シモジマ商事(株)入社 2014年 4月 当社高松営業所所長 2017年 4月 当社福岡営業所所長 2019年 1月 当社第三営業部部長 2020年 4月 当社営業統括副本部長 2020年 6月 当社執行役員営業統括副本部長 2024年 6月 当社取締役上席執行役員営業統括副本部長（現任）	12,834株
	<p>【重要な兼職の状況】 (株)大倉産業代表取締役会長</p> <p>【取締役候補者とした理由】 候補者は、当社の営業部門における経験が豊富であり、当社における販売促進・環境配慮型の商品・サービス等の新しい産業動向についても詳しいことから、取締役会の意思決定機能と監督機能の向上をはかるべく、引き続き取締役候補者となりました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5 新任	 いけだ ひろこ 池田 裕子 (1966年5月11日生)	1989年4月 (株)みずほ銀行入行 2020年10月 (株)シモジマ入社 2021年9月 当社管理副本部長兼経理部長 2022年6月 当社執行役員管理副本部長兼経理部長 2026年4月 当社執行役員管理副本部長 (現任)	一株
【取締役候補者とした理由】 候補者は、都市銀行において30年にわたり企業融資、個人資産運用、コンサルティング業務に従事し、人材戦略や支店長としての組織運営にも精通しております。これらの豊富な経験と高い見識を有していることから、取締役会の意思決定・監督機能の向上をはかるべく、取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6 新任	 おじり しんご 尾尻 新吾 (1970年12月27日生)	1994年3月 シモジマ商事(株)入社 2015年4月 当社営業戦略室長 2016年4月 当社営業企画部長 2018年4月 当社マーケティング部長 2021年6月 当社執行役員マーケティング本部長 2022年6月 当社執行役員営業統括副本部長 2026年1月 当社執行役員商品統括本部長 (現任)	8,900株
【取締役候補者とした理由】 候補者は、当社での営業部門の経験を豊富に有し、DX推進、EC展開など最新のマーケティング等にも通暁していることから、取締役会の意思決定機能と監督機能の向上をはかるべく、新たに取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7 新任	 たかの まさし 高野 雅司 (1971年7月31日生)	1994年 3月 シモジマ商事(株)入社 2013年 5月 当社営業本部 営業企画室長 2015年 4月 当社営業統括本部 営業推進室長 2017年 2月 当社営業統括本部付部長 2018年 4月 当社営業統括本部 戦略室長 2021年 3月 当社経営企画部 広報室長 2022年 6月 当社執行役員経営企画部長 (現任)	5,500株
	【取締役候補者とした理由】 候補者は、当社での営業部門の経験を豊富に有するだけでなく、IR・PRを含むコーポレートコミュニケーションを改善しサステナビリティに関する動向にも詳しいことから、取締役会の意思決定機能と監督機能の向上をはかるべく、取締役候補者といいたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
8 再任 社外 独立	 うめの つとむ 梅野 勉 (1951年3月6日生)	1976年 9月 本田技研工業(株)入社 1995年 9月 同社ホンダオーストラリアPty Ltd.代表取締役社長 1998年 6月 同社東アジア大洋州部長 2000年 4月 フォルクスワーゲングループジャパン(株)代表取締役 2001年 7月 同社代表取締役社長 兼 Volkswagen AG グループ最高経営メンバー 2005年 5月 日本自動車輸入組合理事長 2008年 2月 フォルクスワーゲングループジャパン(株)代表取締役会長 2009年 7月 M&C S A A T C H I (株) Managing Partner 2010年 6月 三井金属アクト(株)社外取締役 2014年 6月 当社特別顧問 2015年 6月 当社社外取締役 (現任) 2020年 6月 日邦産業(株)取締役 (監査等委員 社外) (現任)	5,843株
	【重要な兼職の状況】 日邦産業(株)取締役 (監査等委員 社外)		
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 候補者は、自動車会社の経営者として豊富な経験を有しており、当社経営に対して客観的意見や助言を述べていただくなどにより、一般株主と同様の立場において意思決定を行い、取締役会の監督機能の実効性が確保できるものと判断したため、引き続き選任をお願いするものであります。			


候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
<p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">9</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; font-weight: bold;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; font-weight: bold;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; font-weight: bold;">独立</div>	 <p style="text-align: center;">いwasaki たけゆき 岩崎 剛幸 (1969年2月18日生)</p>	<p>1991年4月 ㈱船井総合研究所入社 2008年4月 同社上席コンサルタント 2015年4月 立教大学経営学部兼任講師 2017年6月 一般社団法人日本商業ラッピング協会理事（現任） 2019年4月 ムガマエ㈱設立 代表取締役社長（現任） 2020年1月 ㈱アールエイジ取締役（監査等委員 社外）（現任） 2020年6月 当社社外取締役（現任）</p> <p>【重要な兼職の状況】 ムガマエ㈱代表取締役社長、 ㈱アールエイジ取締役（監査等委員 社外）</p>	<p style="text-align: center;">4,925株</p>
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 候補者は、経営コンサルタントとしての豊富な知識と経験を有しており、その豊富な知識と経験をもとに当社経営に対して客観的意見や助言を述べていただくなどにより、一般株主と同様の立場において意思決定を行い、取締役会の監督機能の実効性を確保できるものと判断したため、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			


- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 梅野勉氏及び岩崎剛幸氏は、社外取締役候補者であります。
3. 梅野勉氏と岩崎剛幸氏の各氏の社外取締役としての在任期間は、それぞれ本総会終結の時をもって11年、6年となります。
4. 当社は、梅野勉氏及び岩崎剛幸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏が再任された場合には、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
5. 当社は、東京証券取引所が定める社外取締役の独立性の基準に加えて、当社グループや当社役員、主要株主の関係等も加味した独自の独立性基準を設定しており、梅野勉氏及び岩崎剛幸氏は当該独立性基準を満たしております（当社における独自の「独立性基準」は、28頁をご覧ください。）。
6. 当社は、梅野勉氏及び岩崎剛幸氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款の定めに基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額といたします。各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者への賠償請求による損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、利益や便宜供与の違法な取得、法令違反、インサイダー取引、任務懈怠等の不当な行為等の場合を除く。）。各候補者が取締役を選任され就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。


第4号議案


監査等委員である取締役4名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、社外取締役3名を含む監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数	監査役会出席状況（2026年3月期）
1 新任	 <p>ふるはし たかお 古橋 孝夫 (1960年5月14日生)</p>	1984年3月 シモジマ商事(株)入社 2013年4月 当社情報システム部長 2014年7月 当社QC推進部長 2015年4月 当社監査室長 2015年6月 当社常勤監査役（現任）	19,437株	16回/16回 (100%)
<p>【選任理由】 候補者は、当社の商品調達のプロセスに詳しいほか、情報システム管理及び品質管理に係る業務、経験を有しています。また、2015年6月から常勤監査役として監査業務を務め、当社の業務及び経営に関する豊富な経験、並びに法令に係る知見を有していることから、業務執行の適法性及び妥当性を確保すべく、監査等委員である取締役としての新たな選任をお願いするものであります。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数	監査役会出席状況 (2026年3月期)
2	 <p>からさわ たかお 唐澤 貴夫 (1959年9月29日生)</p>	1990年4月 弁護士登録 (第2東京弁護士会) 1990年4月 兼子・岩松法律事務所入所 2004年7月 財務省関東財務局証券検査官 2006年3月 兼子・岩松法律事務所復帰 (現任) 2010年6月 ニューリアルプロパティ(株)社外監査役 2024年6月 当社社外監査役 (現任) 【重要な兼職の状況】 兼子・岩松法律事務所	1,465株	16回/16回 (100%)
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】 候補者は、企業法務に関する高度な専門的知見及び豊富な経験を有しており、客観的・専門的な視点から、当社の経営への助言、業務執行に対する監督、及び中立的な立場からの監査を行っていただけることを期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数	監査役会出席状況 (2026年3月期)
3	 <p>おおき ともひろ 大木 智博 (1962年10月13日生)</p>	1987年11月 三洋証券株式会社入社 1991年1月 中央監査法人入所 1992年8月 公認会計士登録 2001年7月 中央青山監査法人社員 2007年8月 太陽ASG監査法人 (現太陽有限責任監査法人) 社員 2023年8月 一般社団法人全国農業協同組合中央会監事 (現任) 2024年10月 太陽有限責任監査法人顧問 (現任) 2025年6月 当社社外監査役 (現任) 【重要な兼職の状況】 一般社団法人全国農業協同組合中央会監事、太陽有限責任監査法人顧問	780株	11回/11回 (100%)
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】 候補者は、財務会計に関する高度な専門的知見及び豊富な経験を有しており、客観的・専門的な視点から、当社の経営への助言、業務執行に対する監督、及び中立的な立場からの監査を行っていただけることを期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数	取締役会出席状況 (2026年3月期)
4	 <p>かない ちひろ 金井 千尋 (1961年7月1日生)</p>	1984年4月 シティバンク・エヌ・エイ入社 1990年10月 中央監査法人入所 1994年3月 公認会計士登録 2000年8月 金井千尋公認会計士事務所開所 (現任) 2019年12月 ㈱井ノ瀬運送 (現㈱ワンロジスティクス) 社外監査役 (現任) 2020年8月 清令監査法人社員 (現任) 2021年6月 当社社外取締役 (現任) 2023年5月 ㈱乃村工藝社取締役 (監査等委員 社外) (現任) 【重要な兼職の状況】 金井千尋公認会計士事務所代表、㈱ワンロジスティクス社外監査役、清令監査法人社員、㈱乃村工藝社取締役 (監査等委員 社外)	3,907株	14回/14回 (100%)
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】 候補者は、財務会計に関する高度な専門的知見及び豊富な経験を有しており、客観的・専門的な見地から、当社の経営への助言、業務執行に対する監督、及び中立的な立場からの監査を行っていただけることを期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。</p>				

新任 新任監査等委員である取締役候補者 **社外** 監査等委員である社外取締役候補者 **独立** 証券取引所等の定めに基づく独立役員候補者

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 唐澤貴夫氏、大木智博氏及び金井千尋氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 唐澤貴夫氏、大木智博氏の社外監査役としての在任期間は、それぞれ本総会終結の時をもって2年、1年となります。
4. 金井千尋氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって5年となります。
5. 当社は、唐澤貴夫氏、大木智博氏及び金井千尋氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。各氏が選任された場合には、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
6. 当社は、東京証券取引所が定める社外取締役の独立性の基準に加えて、当社グループや当社役員、主要株主の関係等も加味した独自の独立性基準を設定しており、唐澤貴夫氏、大木智博氏及び金井千尋氏は当該独立性基準を満たしております (当社における独自の「独立性基準」は28頁をご参照ください。)
7. 当社は、唐澤貴夫氏、大木智博氏及び金井千尋氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額といたします。唐澤貴夫氏、大木智博氏及び金井千尋氏の選任が承認された場合、各氏との間で当該契約と同等の内容の契約を新たに締結する予定であります。
8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者への賠償請求による損害を当該保険契約によって填補することとしております (ただし、利益や便宜供与の違法な取得、法令違反、インサイダー取引、任務懈怠等の不当な行為等の場合を除く。)。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。


スキルマトリックス

氏名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	企業経営 (リーダーシップ)	営業 マーケティング	海外戦略	法務 リスクマネジメント	財務 会計 M&A	人事 人材開発	DX (IT)	SCM (物流)	R&D 商品開発	サステナビ リティ
笠井義彦	○	○	○						○	○
小野寺仁	○			○	○		○	○		
大貫 学	○	○	○						○	○
渡辺昭一	○	○						○	○	○
池田裕子				○	○	○	○			○
尾尻新吾	○	○	○				○	○	○	
高野雅司	○	○		○	○					○
梅野 勉	○	○	○			○			○	
岩崎剛幸	○	○				○	○			
古橋孝夫				○		○	○		○	○
唐澤貴夫				○	○	○				
大木智博				○	○					
金井千尋	○			○	○			○		○

スキル項目	スキルの定義
企業経営 (リーダーシップ)	企業経営に関する豊富な知識・経験を有し、中長期的な視点から経営戦略の策定や重要な経営判断に資する能力。
営業/マーケティング	営業・マーケティング戦略に関する知識・経験を有し、事業成長や収益力向上に向けた戦略の検討に資する能力。
海外戦略	国際事業や海外市場に関する知識・経験を有し、グローバルな事業展開や国際的な事業環境を踏まえた経営判断に資する能力。
法務/リスクマネジメント	法務、コンプライアンス及びリスク管理に関する知識・経験を有し、適切なガバナンス体制の構築及びリスク管理の強化に資する能力。
財務/会計/M&A	財務、会計及びM&Aに関する知識・経験を有し、企業価値向上に向けた財務戦略や投資判断の検討に資する能力。
人事/人材開発	人事、労務管理や人材開発に関する知識・経験を有し、人的資本の強化や組織力向上に向けた施策の検討に資する能力。
DX (IT)	IT及びデジタル技術の活用に関する知識・経験を有し、デジタル化や業務改革を通じた企業価値向上の検討に資する能力。
SCM (物流)	サプライチェーンマネジメントや物流に関する知識・経験を有し、調達、在庫管理、物流ネットワーク等を含むサプライチェーン全体の最適化や事業効率化の検討に資する能力。
R&D/商品開発	商品企画や商品開発に関する知識・経験を有し、市場ニーズを踏まえた新たな価値創出に向けた商品戦略の検討に資する能力。
サステナビリティ	ESG及びサステナビリティに関する知識・経験を有し、環境・社会課題への対応を踏まえた持続的な企業価値向上の検討に資する能力。

第5号議案**補欠の監査等委員である取締役1名選任の件**

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。補欠の監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
 <p>まつい さとし 松井 智 (1984年9月24日生)</p> <p>社外 独立</p>	<p>2011年12月 弁護士会登録 (東京弁護士会) 2012年1月 榎本峰夫法律事務所入所 2017年9月 中小企業診断士登録 2019年5月 榎本・松井法律事務所パートナー (現任) 2023年5月 (株)ニューテック取締役 (監査等委員 社外) (現任)</p> <p>【重要な兼職の状況】 榎本・松井法律事務所パートナー (株)ニューテック取締役 (監査等委員 社外)</p>	<p>一株</p>

【選任理由及び期待される役割の概要】 候補者は、企業法務に関する高度な専門的知見及び豊富な経験を有しており、客観的・専門的な視点から、当社の経営への助言、業務執行に対する監督、及び中立的な立場からの監査を行っていただけることを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外取締役及び社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

社外

補欠社外監査役候補者

独立

証券取引所等の定めに基づく独立役員

- (注) 1. 松井智氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松井智氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 松井智氏は、東京証券取引所が定める社外取締役の独立性の基準に加えて、当該グループや当該役員、主要株主の関係等を加味した独自の独立性基準（詳細は次頁をご参照ください。）を満たしており、同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定です。
4. 松井智氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額といたします。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者への賠償請求による損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、利益や便宜供与の違法な取得、法令違反、インサイダー取引、任務懈怠等の不当な行為等の場合を除く。）。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。このため、松井智氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

(ご参考) 社外取締役の独立性等について

当社における独自の独立性基準は、以下のとおりです。

- (1) 就任予定日または過去において、当社及び当社の子会社等または関連会社の業務執行者となったことがないこと。
- (2) 現に当社の子会社及び関連会社に所属している者でないこと。
- (3) 前1項・2項に関連して、就任予定日から遡って退職後10年間以上経過していること。
- (4) 直近3会計年度において、当社の株主名簿の上位10位以内の大株主、または大株主である団体に所属している者でないこと。
- (5) 直近3会計年度において、当社グループが実施した取引総額が相互に年間の連結売上高の1%以上の取引先に現に所属している者でないこと。
- (6) 直近3会計年度において、当社から役員報酬等以外に年平均10百万円以上の金銭その他の財産上の収入を得ている会計専門家、法律専門家またはコンサルタント若しくは顧問契約先（法人または団体である場合は、現に所属している者）ではないこと。
- (7) 直近3会計年度において、年平均の総収入の1%以上の寄付を当社グループから受けている非営利団体に所属している者でないこと。
- (8) 前4項・5項・6項及び7項に関連して、団体または取引先等に所属していた場合、就任予定日から遡って退職後5年以上経過していること。
- (9) 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者または3親等以内の親族でないこと。

第6号議案

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬枠設定の件

当社の取締役の報酬額は、1994年6月30日開催の第33回定時株主総会において年額500百万円以内とする旨ご承認いただき今日に至っております。

今般、当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、新たに取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額を設定するため、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、経済情勢等諸般の事情も考慮して、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額を、年額500百万円以内（うち社外取締役分は年額100百万円以内）と定めることといたしたいと存じます。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、事業報告に記載された取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、本総会終結後の取締役会において、対象者を「取締役」としている部分は、「取締役（監査等委員であるものを除く。）」と変更し、対象者を「監査役」としている部分は、「監査等委員である取締役」と変更することを予定しております。

本議案は、当該方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるためにも必要なものであり、また、経済情勢、当社の規模、取締役の人数及び他社水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬枠を決定するものであると判断しております。また、本報酬議案の提出に際しては、任意の指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。以上から、本議案の内容は相当であると考えております。

なお、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員であるものを除く。）は9名（うち社外取締役2名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものとしたします。

第7号議案

監査等委員である取締役の報酬枠設定の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して監査等委員である取締役の報酬額を、年額100百万円以内と定めることといたしたいと存じます。

第6号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬枠設定の件」に記載のとおり、本議案をご承認いただいた場合、本総会終結後の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を改訂することを予定しております。

本議案は、監査等委員である取締役の職責及び取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額の水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で監査等委員である取締役の報酬枠を決定するものであり、必要かつ相当な内容であると判断しております。また、本報酬議案の提出に際しては、任意の指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名（うち社外取締役は3名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものとしたします。

第8号議案

取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社は、1994年6月30日開催の第33回定時株主総会において、当社取締役の報酬額について年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、当社監査役の報酬額について年額100百万円以内とご承認いただいております。また、2021年6月23日開催の第60回定時株主総会において、同取締役及び監査役に対し、上記の報酬枠の内枠で、取締役については年額100百万円（うち社外取締役分は年額7百万円）以内、監査役については年額20百万円以内で現金給付の一部（20%以内）を株式に振り替えることにより譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給すること、及び各対象役員への具体的な配分について、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役会の決議により決定することについてご承認をいただいております。

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、改めて当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を含む。以下「対象取締役」という。）を対象に、株価上昇及び企業価値の変動のメリットとリスクを共有する仕組みとして、第6号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬枠設定の件」及び第7号議案「監査等委員である取締役の報酬枠設定の件」においてご承認をお願いしております報酬枠の枠内で、対象取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入いたしたいと存じます。つきましては、対象取締役に対して譲渡制限付株式を割り当てるための金銭報酬債権の総額を、取締役（監査等委員であるものを除く。）については年額100百万円（うち社外取締役分は年額7百万円）以内、監査等委員である取締役については年額20百万円（うち社外取締役分は年額7百万円）以内で現金給付の一部（20%以内）を株式に振り替えるものとし、各対象役員への具体的な配分について、取締役（監査等委員であるものを除く。）については取締役会の決議により、監査等委員である取締役については監査等委員会の決議により決定することといたします。

なお、第3号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）9名選任の件」、及び第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員であるものを除く。）は9名（うち社外取締役2名）、監査等委員である取締役は4名（うち社外取締役3名）となります。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は、取締役（監査等委員であるものを除く。）について年8万株（うち社外取締役分は年5千6百株）以内、監査等委員である取締役について年1万6千株（うち社外取締役分は年5千6百株）以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、

- (1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日から当社の取締役の地位を退任する日、または当該交付日が属する当社の事業年度に係る有価証券報告書（交付日が事業年度開始後6か月以内の日である場合は当該事業年度に係る半期報告書）が提出される日のいずれか遅い日までの期間（以下、「譲渡制限期間」という。）の間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について第三者に対する譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他の処分行為をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が、当社の取締役会が別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記（1）の地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記（2）に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記（1）に定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記（3）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記（5）に規定する場合においては、当社は、上記（5）の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、本制度は、ご承認いただいている報酬枠の内枠で導入するものであることに鑑み、支給された金銭報酬債権を払い込んで当社の普通株式を報酬として受け取るか、または支給された金銭報酬債権をそのまま行使し金銭報酬を受け取るかを、各対象取締役が選択できる制度といたします。

当社は、2026年6月25日開催予定の第65回定時株主総会にて本議案をご承認いただくことを条件に、同総会後に開催される取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る基本方針を本議案に沿う内容に変更することを予定しております。上記のとおり、本譲渡制限付株式の払込金額は特に有利とならない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。本議案につきましては、任意の指名報酬委員会による助言・提言を経て、取締役会で決定しております。 以 上

1 企業集団の現況に関する事項

1 当連結会計年度の事業の状況

当連結会計年度（2025年4月1日から2026年3月31日）における我が国経済は、企業収益の改善を背景に、個人消費や設備投資は底堅く推移し、景気は緩やかな回復基調が続きました。一方、円安やエネルギー価格の上昇による物価高が家計を圧迫する中、物価安定に向けた金融政策が進められました。また、国際的には中東情勢の緊迫化など、地政学リスクを背景に、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが属する業界においては、脱プラスチックの流れはますます加速しており、カーボンニュートラルや循環型社会を意識した環境配慮型商品の需要が拡大しています。

このような状況のもとで当社グループは、「“パッケージ×サービス”でお客さまに元気を届けるトータルパートナーを目指す」と定めた長期ビジョンの実現に向けて、2026年3月期を最終年度とする中期経営計画に沿った活動を継続してまいりました。

<販売部門別活動の状況>

当社は、営業販売部門、店舗販売部門、通信販売部門の3つのチャネルを有しています。

営業販売部門では、既製品の主力商品の拡販と特注品の受注活動に注力いたしました。カーボンニュートラルや循環型社会を意識した環境配慮型商品の需要が拡大したこともあり売上は増加いたしました。店舗販売部門では、イベント及びインバウンドの需要が売上増加に寄与いたしました。主要顧客の飲食店、小売店の業績が、調達コストの上昇に伴い伸び悩んだ影響を受けたものの、店舗外商の新規・深耕開拓が奏功し、全体的な売上は増加いたしました。通信販売部門では、自社ECサイト「シモジマオンラインショップ」において、「シモジマモール」への商品掲載点数が170万点に増加したことで売上は好調を維持しています。また、中期経営計画の会員数目標の100万会員も達成いたしました。しかし、2025年3月期まで連結対象であった株式会社グローバルブランドが、連結対象から外れた結果、連結売上高は減少いたしました。

これら各チャネルの販売活動効果により、グループ全体の売上は、過去最高額を更新いたしました。

利益面では、円安及び原材料価格の高止まりの影響を受けながらも売上が順調に推移したこと、及び原価を抑えられたことから売上総利益率が上昇し、売上総利益は増加いたしました。経費面では、物流費の増加率が売上増加率を上回ったことやベースアップによる人件費の増加がありましたが、売上増加に伴う売上総利益が確保できたことから営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益ともに前年対比で増加いたしました。

この結果、連結売上高は648億29百万円（前期比6.8%増）、連結営業利益は34億56百万円（前期比15.7%増）、連結経常利益は38億69百万円（前期比17.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は27億38百万円（前期比31.1%増）となりました。

<商品セグメント別活動の状況>

当事業は、主に紙製品事業、化粧品・包装資材事業、店舗用品事業の3つの商品セグメントで構成されています。

〔紙製品事業〕

紙製品事業は、当社創業以来の主力事業としてオリジナルブランドの紙袋、包装紙、紙器を中心に販売しております。脱プラの流れや食品用袋の需要が堅調だった結果、紙製品事業全体の連結売上高は106億34百万円(前期比6.4%増)となりました。

〔化粧品・包装資材事業〕

中核の化粧品・包装資材事業においては、化粧品・包装資材事業の連結売上高は396億39百万円（前期比8.6%増）となりました。特にコップや容器などの食品包装資材で、市場ニーズに適合した環境配慮型の新商品開発を推進した結果、通期の売上は好調に推移し、事業全体の増収に大きく寄与しました。

〔店舗用品事業〕

店舗用品事業においては、「店舗及びオフィスで使用するあらゆるものが揃う」をコンセプトに取組んでおります。ペーパータオルや手袋などの衛生用品を軸とした販売が大きく伸びた結果、店舗用品事業の連結売上高は145億55百万円（前期比2.6%増）となりました。

セグメント別売上高

区分	主要品目	第64期 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)		第65期 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで)	
		売上高	構成比	売上高	構成比
紙製品事業	紙袋、包装紙、紙器等	百万円 9,997	% 16.5	百万円 10,634	% 16.4
化粧品・包装資材事業	ポリ袋、粘着テープ、その他包装資材等	36,494	60.1	39,639	61.1
店舗用品事業	POP用品、文具事務用品、店舗雑貨等	14,188	23.4	14,555	22.5
合計	—	60,680	100.0	64,829	100.0

2 設備投資の状況

基幹システムの更新等のIT関連の投資で16億22百万円、新配送センター建設等の物流関連の投資2億21百万円、店舗投資その他で3億81百万円で総額22億26百万円の設備投資を実施しました。

3 資金調達の状況

特記すべき事項はございません。

4 重要な企業再編等の状況

特記すべき事項はございません。

5 会社の対処すべき課題

【1】経営方針

当社グループは、包装用品とこれに関連する事業を通じて快適な社会づくりに貢献する事を基本理念としています。また、2026年5月13日に「第2次中期経営計画 Dream Action 2030」を発表し、当社グループで働く全従業員が“夢”を持ち、また従業員以外のステークホルダーの皆さまには、“夢”を感じていただけるようなAction planを立てて、活動を開始いたしました。この第2次中期経営計画は、当社グループの「あるべき姿」を追求したパッケージ×サービスでお客さまに元気を届けるトータルパートナーを目指すとした長期ビジョンの実現を達成するためのマイルストーンと位置づけています。この度の中期経営計画の期間は2027年3月期から2030年3月期の4年間と設定し、最終年度の具体的な業績目標は、売上高800億円 営業利益率6.5% ROE（自己資本利益率）8.0%としています。また、マテリアリティ（重要課題）と中期経営計画を紐づけて、その解決のための戦略を立てており、グループ一丸となり実行してまいります。

【2】経営戦略等

（1）マテリアリティ（重要課題）の解決に向けて

<販売力強化施策>

当社は、2022年11月に特定したマテリアリティ（重要課題）について再評価を実施し、2026年5月発表の「中期経営計画 Dream Action 2030」において改訂することといたしました。当社がステークホルダーと位置付ける「お客さま」「取引先」「地域/社会」「従業員」「株主/投資家」の皆さまにとって重要な課題を体系的に抽出し、また当社にとって重要な課題も見直し、その2軸から優先的に取組む課題を特定し、マテリアリティ（重要課題）と位置づけました。その中で、販売力と商品力を強化していくことは、マテリアリティ（重要課題）であるとの認識から、以下のマテリアリティ（重要課題）のもと活動し、中期経営計画の達成も見据えて取組んでまいります。

(マテリアリティ1：顧客満足・顧客体験の向上)

<社会的課題や社会からの要請>

人口減少や高齢化、情報社会の進展により顧客の期待水準が高度化している現在、全てのステークホルダーの皆さまから信頼され、選ばれる企業であることが求められています。

<リスク>

- ① 為替変動、原材料価格の高騰に起因するコストアップ
- ② 人口減少による需要の減少

<機会>

- ① 環境配慮型商品の需要拡大
- ② インバウンド需要の拡大
- ③ 通信販売（E C）の活性化

<K P I>

- ① シモジマグループ（連結売上高）：80,000百万円
- ② 営業販売（連結売上高）：59,700百万円
- ③ 店舗販売（連結売上高）：13,000百万円
- ④ 通信販売（E C）（連結売上高）：7,300百万円
- ⑤ シモジマオンラインショップ掲載点数：300万 S K U 登録会員数：130万 I D
- ⑥ 顧客満足度調査の実施

<戦略>

シモジマ型オムニチャネルの拡大

a.重点業界への販売強化

重点的に営業活動を行う業界を特定し、各業界向けの商品力を強化し、最適なサービスをご提供することにより当該業界での販売拡大に注力します。現在は8つの重点業界を設定していますが、全国に展開する営業担当者・店舗販売員からの情報をもとに、新たな業界を特定することも視野に入れています。各業界に特化した環境配慮型商品の開発を推進し、業界の皆さまのご要望にお応えする方針です。

b.大手ユーザーさまとの取引強化

大手小売業、外食チェーンなど大手ユーザーさまとの取組みにおいて、特注品受注の仕組みを構築し、強化してまいります。2025年10月、浅草橋本店7階にO P E Nしたショールームを有効に活用します。

c.営業エリアの拡大

よりキメの細かいサービスのご提供のため、新規に営業所を設置することを検討します。まず2026年4月に宇都宮営業所を新設いたしました。

<商品力強化施策>

(マテリアリティ2：責任ある調達活動の推進)

<社会的課題や社会からの要請>

サプライチェーンを強化することで、安心・安全な商品をお客さまにご提供することが求められています。

<リスク>

- ① 台風や洪水によるサプライチェーン寸断に伴う販売機会の喪失
- ② 不安定な地政学的リスクに伴うコストアップ
- ③ 2024年問題に起因する物流費の上昇
- ④ 少量多品種の在庫管理

<機会>

- ① 生産拠点の分散化
- ② 調達先との連携による新たな商品・サービスのご提供
- ③ 東西物流の最適化

<KPI>

- ① 自社商品手配サプライヤーに対するサステナビリティ調査実施比率：100%（各社実施回数：1回／年）
- ② 在庫回転日数：45日（2026年3月期実績：53.2日）
- ③ 欠品率：1.4%（2026年3月期実績：2.6%）

<戦略>

i) 中長期価値創出を目指したサステナビリティ調査の実施と対話

a. 新商品開発施策

- a) 環境配慮型商品の開発を促進
- b) 低価格帯商品のラインナップ拡充
- c) 高機能・高付加価値商品の開発
- d) PB（プライベートブランド）化促進

b. 海外サプライヤーとの連携強化

- a) 既存サプライヤーとの関係強化
- b) 海外調達先の拡大

ii) 最適な物流網の構築 物流投資計画 新（加西）配送センター稼働に向けて

- ・所在地：兵庫県加西市殿原町（加西インター産業団地内）
- ・竣工時期：2028年6月（予定）
- ・投資金額：約150億円（予定）（土地、建物、機械設備などを含む）
- ・敷地面積：22,180.05㎡
- ・資金計画：自己資金及び借入金

○取得の目的

- ・業績拡大に伴い、入出荷能力及び在庫保管能力の増強を図るため
- ・増加する混載出荷に対応するため
- ・現有の配送センターと併せて、全国配送における東西物流の最適化を図るため
- ・東西それぞれに、マザーセンターとEC専用センターを配置し効率化を図るため
（新（加西）配送センターは、西日本を網羅するマザーセンターとして稼働予定です。）

(2) P B Rの早期1.0倍以上達成に向けて

当社は、2026年3月末現在、P B Rは0.89倍にとどまっています。資産効率の向上と市場の成長期待の回復に向け、早期に1.0倍以上の実現を目指し、下記の取組みを実行してまいります。

- ①オリジナル商品の販売比率拡大＝売上総利益率の改善（特に環境配慮型商品）
- ②不採算事業の撤退・閉鎖等で、適正な販売チャネル整備＝生産性向上による販売管理費抑制（事業ポートフォリオの精査）
- ③成長投資＝リターン回収による業績の向上（マーケティング投資・イノベーション投資・サステナビリティ投資等）
- ④IR活動強化＝認知度の拡大による企業価値向上（会社説明会、積極的な1on1ミーティング実施）
- ⑤積極的な株主還元と安定配当姿勢明確化＝安定的な成長を支える株主層の形成（配当方針の変更 2025年5月発表）

(3) 監査等委員会設置会社への移行

当社は、2026年3月23日開催の取締役会において、2026年6月25日開催予定の第65回定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。

<監査等委員会設置会社への移行の目的>

- ① 経営の透明性の向上
委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担うことでより透明性の高い経営を実現し、国内外のステークホルダーの期待に、よりの確に応える体制の構築を目指します。
- ② 意思決定の迅速化
取締役会の業務執行決定権限を取締役に委任することにより、取締役会の適切な監督のもとで経営の意思決定及び執行のさらなる迅速化を図ります。

(4) 執行役員に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入

当社は、これまで取締役及び監査役を対象としていた譲渡制限付株式報酬制度の導入範囲を執行役員にまで拡大することといたしました。当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、役員及び執行役員と株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的としています。これらの活動を実行し、全てのステークホルダーの皆さまと共に企業価値の向上を目指してまいります。

※当社ホームページをご確認ください。

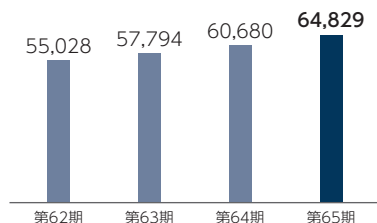
中期経営計画 Dream Action 2030

URL : https://www.shimojima.co.jp/dcms_media/other/CK060513.pdf

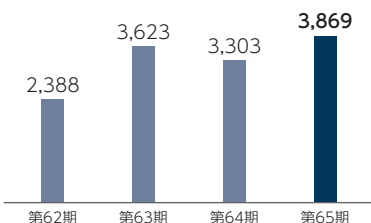
6 直前3事業年度の財産及び損益の状況

[1] 企業集団の財産及び損益の状況

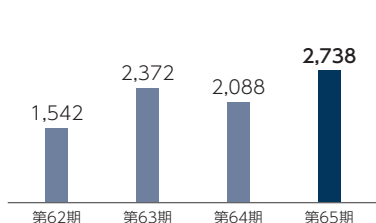
売上高 (単位：百万円)



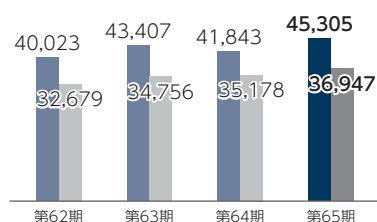
経常利益 (単位：百万円)



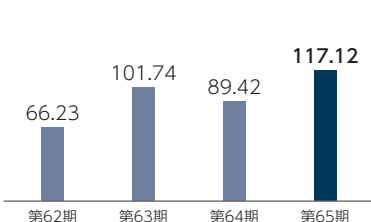
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



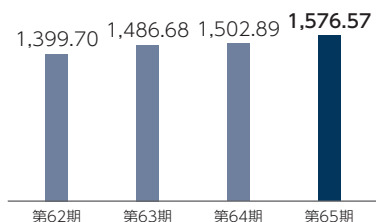
総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



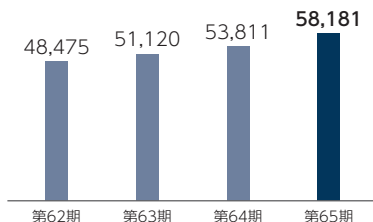
区 分		第62期	第63期	第64期	第65期
		(2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	(2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	(2024年4月1日から 2025年3月31日まで)	(2025年4月1日から 2026年3月31日まで)
売上高	(百万円)	55,028	57,794	60,680	64,829
経常利益	(百万円)	2,388	3,623	3,303	3,869
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	1,542	2,372	2,088	2,738
1株当たり当期純利益	(円)	66.23	101.74	89.42	117.12
総資産	(百万円)	40,023	43,407	41,843	45,305
純資産	(百万円)	32,679	34,756	35,178	36,947
1株当たり純資産額	(円)	1,399.70	1,486.68	1,502.89	1,576.57

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、普通株主に帰属しない金額を除いて算出しております。なお、算定の基礎となる株式数は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除しております。

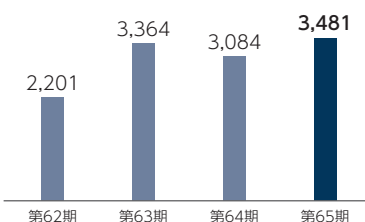
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき、自己株式を控除した株式数により算出しております。

[2] 当社の財産及び損益の状況

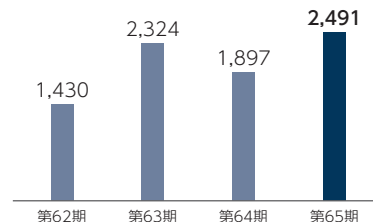
売上高 (単位：百万円)



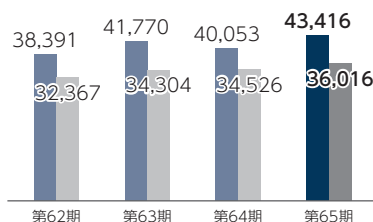
経常利益 (単位：百万円)



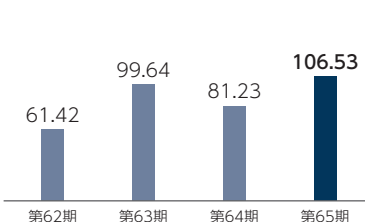
当期純利益 (単位：百万円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



区 分		第62期	第63期	第64期	第65期
		(2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	(2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	(2024年4月1日から 2025年3月31日まで)	(2025年4月1日から 2026年3月31日まで)
売上高	(百万円)	48,475	51,120	53,811	58,181
経常利益	(百万円)	2,201	3,364	3,084	3,481
当期純利益	(百万円)	1,430	2,324	1,897	2,491
1株当たり当期純利益	(円)	61.42	99.64	81.23	106.53
総資産	(百万円)	38,391	41,770	40,053	43,416
純資産	(百万円)	32,367	34,304	34,526	36,016
1株当たり純資産額	(円)	1,388.67	1,469.82	1,477.64	1,539.42

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、普通株主に帰属しない金額を除いて算出しております。なお、算定の基礎となる株式数は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除しております。

2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき、自己株式を控除した株式数により算出しております。

7 重要な子会社の状況 (2026年3月31日現在)

会社名	所在地	資本金	議決権比率	主要な事業内容
シモジマロジスティクス(株)	栃木県	20百万円	100%	物流業
(株)リード商事	東京都	10	100	花材園芸業界向け店舗用品等の販売業
(有)彩光社	東京都	3	36.4 (注1)	印刷業
(株)我満商店	北海道	10	100	紙製品・化成品等の販売業
ミタチパッケージ(株)	兵庫県	10	100	包装・梱包・物流資材等の販売業
朝日樹脂工業(株)	東京都	70	100	化学樹脂製品の製造・販売業
(株)大倉産業	北海道	10	100	包装資材販売業

(注) 1. (有)彩光社の議決権比率は50%以下ですが、実質的に支配しているため、子会社としたものであります。

2. 当事業年度末日において、特定完全子会社はありません。

3. 上記以外に連結子会社が2社あります。

4. 2025年7月25日付で、当社の連結子会社であるシモジマ加工紙(株)は、商号をシモジマロジスティクス(株)に変更しております。

8 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

セグメント区分	主要製品	会社名
紙製品事業	紙袋、包装紙、紙器等	当社、(株)我満商店、ミタチパッケージ(株)、(株)大倉産業
化成品・包装資材事業	ポリ袋、粘着テープ、その他包装資材等	当社、(株)我満商店、ミタチパッケージ(株)、朝日樹脂工業(株)、(株)大倉産業
店舗用品事業	POP用品、文具事務用品、店舗雑貨等	当社、(株)我満商店、(株)リード商事、ミタチパッケージ(株)、(有)彩光社、(株)大倉産業
その他事業	上記事業の運送・保管	シモジマロジスティクス(株)

9 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

[1] 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
867名	25名増

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者は含んでおりません。

[2] 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
655 (269) 名	21名増 (23名増)	39.1歳	15.2年

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者は、正規就労時間による年平均人員を () 内に外数で記載しております。

10 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

特記すべき事項はありません。

11 その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況に関する事項

1 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

[1] 発行可能株式総数	67,000,000株
[2] 発行済株式の総数	23,647,826株
[3] 株主数	26,588名
[4] 上位11名の株主の状況	

株主名	持株数	持株比率
有限会社 謙友	4,175千株	17.84%
有限会社 ケイエヌジェイ	2,207千株	9.43%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,275千株	5.45%
有限会社 和貴	888千株	3.79%
下島 公明	624千株	2.66%
シモジマ従業員持株会	607千株	2.59%
日本生命保険相互会社	560千株	2.39%
シモジマ取引先持株会	542千株	2.31%
下島 和光	501千株	2.14%
有限会社 K & M	492千株	2.10%
有限会社 R & T	492千株	2.10%

- (注) 1. 持株比率は発行済の普通株式の総数から自己株式 (251千株) を控除して計算しております。
2. 上記のほか、当社が自己株式251千株を所有しております。
3. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
4. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てております。

[5] 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (うち社外取締役)	24千株 (3)	8人 (3)
監査役 (うち社外監査役)	5 (2)	4 (3)

- (注) 1. 取締役及び監査役に対して交付した株式は、すべて譲渡制限付株式報酬として交付されたものです。
2. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2 会社役員の状況

[1] 取締役及び監査役の状況 (2026年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	笠井 義彦	
専務取締役	小野寺 仁	経営企画本部長兼管理本部長 シモジマロジスティクス㈱代表取締役会長
常務取締役	川原 利治	
取締役	大貫 学	営業統括本部長
取締役	渡辺 昭一	営業統括副本部長 (株)大倉産業代表取締役会長
社外取締役	梅野 勉	日邦産業㈱取締役 (監査等委員 社外)
社外取締役	岩崎 剛幸	ムガマエ㈱代表取締役社長 (株)アールエイジ取締役 (監査等委員 社外)
社外取締役	金井 千尋	金井千尋公認会計士事務所代表 (株)ワンロジスティクス社外監査役 清令監査法人社員 (株)乃村工藝社取締役 (監査等委員 社外)
常勤監査役	古橋 孝夫	
社外監査役	佐藤 裕一	公認会計士佐藤裕一事務所代表 テラテクノロジー㈱社外監査役
社外監査役	唐澤 貴夫	兼子・岩松法律事務所所属
社外監査役	大木 智博	一般社団法人全国農業協同組合中央会監事 太陽有限責任監査法人顧問

- (注) 1. 取締役梅野勉氏、取締役岩崎剛幸氏、並びに取締役金井千尋氏は、社外取締役であります。
 2. 取締役梅野勉氏は、企業経営者として豊富な経験を有しております。
 3. 取締役岩崎剛幸氏は、経営コンサルタントとして豊富な経験を有しております。
 4. 取締役金井千尋氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 監査役佐藤裕一氏、監査役唐澤貴夫氏並びに監査役大木智博氏は、社外監査役であります。
 6. 監査役佐藤裕一氏並びに監査役大木智博氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 7. 監査役唐澤貴夫氏は、弁護士 (東京弁護士会) の資格を有し、法令遵守及びガバナンス、監査体制等に関する知見を有しております。
 8. 当事業年度中に退任した取締役・監査役は以下のとおりです。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
下島 雅幸	2025年12月31日	辞任	代表取締役副社長

9. 当社は2014年6月24日より、執行役員制度を導入しております。

10. 執行役員の地位及び担当等の状況 (2026年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
専務取締役上席執行役員	小野寺 仁	経営企画本部長兼管理本部長 シモジマロジスティクス㈱代表取締役会長
常務取締役上席執行役員	川原 利治	
取締役上席執行役員	大貫 学	営業統括本部長
取締役上席執行役員	渡辺 昭一	営業統括副本部長 (株)大倉産業代表取締役会長

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
上席執行役員	下島 謙司	グループ管理室長
執行役員	池田 裕子	管理副本部長兼経理部長
執行役員	尾尻 新吾	商品統括本部長兼第二商品部長
執行役員	高野 雅司	経営企画部長
執行役員	松波 幸和	営業統括副本部長
執行役員	藤谷 宗孝	営業統括副本部長
執行役員	森井 宏隆	人事部長
執行役員	片野 慎一郎	営業統括副本部長
執行役員	榎木 裕二	ミタチパッケージ株式会社代表取締役社長
執行役員	下場 洋	商品統括副本部長兼第一商品部長

11. 当事業年度中における取締役・執行役員の地位・担当及び重要な兼職の異動状況は以下のとおりです。

氏名	異動前	異動後	異動日
川原 利治	常務取締役上席執行役員営業統括本部長	常務取締役	2026年1月1日
大貫 学	取締役上席執行役員 商品本部長兼第二商品部長	取締役上席執行役員 営業統括本部長	2026年1月1日
池田 裕子	執行役員管理副本部長兼経理部長	執行役員管理副本部長	2026年4月1日
尾尻 新吾	執行役員営業統括副本部長	執行役員商品統括本部長	2026年1月1日

12. 当事業年度末日の翌日以降における執行役員の地位・担当及び重要な兼職の異動予定は以下のとおりです。

氏名	異動前	異動後	異動予定日
小野寺 仁	専務取締役上席執行役員 経営企画本部長兼管理本部長	専務取締役上席執行役員管理本部長	2026年6月25日
大貫 学	取締役上席執行役員営業統括本部長	常務取締役上席執行役員営業統括本部長	2026年6月25日
池田 裕子	執行役員管理副本部長兼経理部長 執行役員管理副本部長	執行役員管理副本部長 取締役上席執行役員管理副本部長	2026年4月1日 2026年6月25日
尾尻 新吾	執行役員商品統括本部長兼第二商品部長 執行役員商品統括本部長兼第三商品部長	執行役員商品統括本部長兼第三商品部長 取締役上席執行役員商品統括本部長	2026年4月1日 2026年6月25日
高野 雅司	執行役員経営企画部長	取締役上席執行役員経営企画本部長	2026年6月25日
下場 洋	執行役員商品統括副本部長 兼第一商品部長	執行役員商品統括副本部長 兼第二商品部長	2026年4月1日
武藤 誠	中部支社副支社長	執行役員営業統括副本部長兼店舗戦略部長	2026年6月25日

(注) 13. 当事業年度末日の翌日以降に退任予定の執行役員は以下のとおりです。

氏名	退任予定日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
川原 利治	2026年6月25日	任期満了	常務取締役上席執行役員
松波 幸和	2026年6月25日	任期満了	執行役員営業統括副本部長

〔2〕責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役である梅野勉氏、岩崎剛幸氏と金井千尋氏、及び社外監査役である佐藤裕一氏、唐澤貴夫氏と大木智博氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の規定する額としております。

〔3〕独立役員の届出

当社は、社外取締役である梅野勉氏、岩崎剛幸氏と金井千尋氏、及び社外監査役である佐藤裕一、唐澤貴夫氏及び大木智博氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し届け出ております。

〔4〕取締役及び監査役に対する報酬等

（1）役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、1994年6月30日開催の第33回定時株主総会において、取締役の報酬額を年間総額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とし、監査役の報酬額を年間総額100百万円以内とする旨決議をいただいております（当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名、監査役の員数は1名です。）。当該決議を踏まえ、2021年2月22日開催の当社取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、2021年6月23日開催の第60回定時株主総会では、取締役及び監査役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定に関する件につきご承認いただきました（当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名、監査役の員数は4名です。）。

2022年5月11日開催の当社取締役会におきまして、従来の「基礎報酬と賞与」という体系を改め、固定報酬としての「基本報酬」と変動報酬としての「業績連動報酬等」という2つの体系を2022年7月より導入する旨を決議いたしました。同方針は、コーポレートガバナンスに関する当社の基本方針に基づき、各役員が業務執行・経営監督に関する機能を適切、かつ十分に発揮することにより、当社グループの持続的成長と継続的な企業価値や株主価値の向上に資するよう定められています。

これらの決議を踏まえた、当事業年度における当社の方針は、以下のとおりであります。なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

報酬等の水準については当社の発展を担う有為な人材を確保・維持できるレベルを目標としています。

①役員報酬等の構成について

・業務執行役員の報酬等の体系は各役員の役割や職責に基づいて支給される「基本報酬（固定報酬）」と業績等に連動して決定される「業績連動報酬等（変動報酬）」の2種類構成といたします。上記報酬の構成比率は、基本報酬：業績連動報酬等（基準額）の比率を88：12を目安としつつ、業績達成率に伴い連動させることといたします。

〔基本報酬〕

- ・基本報酬は職責に応じた堅実な職務執行を促すことを目的としています。
- ・基本報酬額は役位・就任年数・職責を勘案し、経験値・評価等を調整の上決定されます。
- ・2021年6月23日開催の第60回定時株主総会決議により、各取締役及び各監査役は譲渡制限付株式の付与を受けうることとなりました。付与の総数は基本報酬の内枠内で、各取締役及び各監査役が選択することとなります。

〔業績連動報酬等〕

- ・業績連動報酬等はグループの成長に向けた業績向上の意識を高めることを目的とし、業務執行から独立した立場にある社外取締役及び監査役には、業績連動報酬等は相応しくないため、基本報酬のみの支給としています。

- ・業績連動報酬等総額は業績連動報酬等基準額（注1）に、特定する業績指標（注2）の目標値達成度及び前年度実績値に対する達成度を反映した係数を乗じて決定いたします。

（注1）業績連動報酬等基準額は、直近10年間における連結当期純利益の平均額を基礎値とし、当該金額に一定の割合を乗じて算出された金額といたします（ただし、基準額の上限については、基礎値の200%とします。）。

（注2）業績指標は、i)連結売上高、ii)連結営業利益、iii)EPS（1株当たり連結当期純利益）をもとに、各指標の目標値（事業計画値）及び前年度における実績値に対する達成度に応じて算定した係数となります。具体的には、下記の各業績指標とそれに関する各割合との積を合算した値となります。

業績指標	割合	達成率
連結売上高に関する達成率（予算対比）	15%	102.09%
//（前年実績対比）	15%	106.84%
連結営業利益に関する達成率（予算対比）	20%	96.67%
//（前年実績対比）	20%	115.74%
E P S（1株当たり連結当期純利益）に関する達成率（予算対比）	15%	109.44%
//（前年実績対比）	15%	130.98%

上掲各基本指標は、当社の業績向上と本業の発展、株主の皆さまへの利益還元への寄与を重視する視点から選択しております。

$$\text{業績連動報酬等の額} = (\text{直近10年間における親会社株主に帰属する当期純利益の平均の一定割合}) \times \Sigma (\text{各業績指標} \times \text{各割合})$$

なお、取締役の報酬等の額には、従来通り使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれないことといたします。

②報酬等の付与時期や条件に関する方針

報酬等の付与の時期や条件に関する決定は、前事業年度の業績が確定した5月初旬以降に開催される取締役会にて行います。

③報酬等に関するガバナンスについて

- ・役員報酬等に関する方針・内容の決定権限は、当社取締役会にあります。同決定につき、取締役会は、任意の指名報酬委員会に対して諮問を行い、その答申を受けており、当事業年度に係る各取締役に対する報酬等の決定に際しても、指名報酬委員会からの同答申を尊重し、上掲方針に沿うものと判断しております。
- ・当事業年度における指名報酬委員会の活動状況は以下のとおりであります。

氏名	役位	在任期間	出席状況 (2026年3月期)
梅野 勉	社外取締役(委員長)	9年	10回/10回
岩崎 剛幸	社外取締役	5年	10回/10回
金井 千尋	社外取締役	4年	9回/10回
佐藤 裕一	社外監査役	9年	7回/10回
唐澤 貴夫	社外監査役	1年	10回/10回
大木 智博	社外監査役	0年	8回/8回
笠井 義彦	代表取締役社長	6年	10回/10回
下島 雅幸	代表取締役副社長	3年	8回/8回

- ・当社の役員報酬等のあり方につきましては、今後も株主の利益を尊重した経営を目指しながら、役員の健全なインセンティブ確保を念頭に、継続して検討を行ってまいります。

(2) 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	209	151	32	25	6
監査役 (社外監査役を除く)	18	14	0	3	1
社外取締役	18	14	0	3	3
社外監査役	14	11	0	3	3

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当社は、2007年6月27日開催の第46回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に支給することを決議いたしております。
3. 当事業年度末日現在の取締役は8名（うち社外取締役3名）、監査役は4名（うち社外監査役3名）であります。
4. 当社は2022年5月11日開催の当社取締役会において2022年7月より業績連動報酬を導入する旨を決議しております。
5. 非金銭報酬等の内容は当社の譲渡制限付株式であり、当社では、1994年6月30日開催の第33回定時株主総会において決議された取締役及び監査役の報酬限度額枠の内枠で、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつき、2021年6月23日開催の第60回定時株主総会にてご承認をいただいております。その付与のために支給する金銭報酬の総額は、取締役については年額100百万円（うち社外取締役分は年額7百万円）以内、監査役については年額20百万円以内とし、上記枠内で現金給付の一部（20%以内）を株式に振り替えるものとしております。また、各対象役員への具体的な配分については、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役会の決議によって決定するものとしております。対象役員は、各決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付され、当社の普通株式について発行または処分を受け、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は、取締役について年8万株（うち社外取締役分は年5千6百株）以内、監査役について年1万6千株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）としております。その1株当たりの払込金額は取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象役員に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定することとしております。なお、本制度は、ご承認いただいている報酬枠の内枠で導入するものであることに鑑み、支給された金銭報酬債権を払い込んで当社の普通株式を報酬として受け取るか、又は、支給された金銭報酬債権をそのまま行使し金銭報酬を受け取るかを、各対象役員が選択できる制度としております。

(3) 社外役員が当社の子会社等（当社を除く。）から受けた役員報酬等の総額 該当事項はありません。

[5] 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が会社の役員として行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補填することとしております（ただし、利益や便宜供与の違法な取得、法令違反、インサイダー取引、任務懈怠等の不当な行為等の場合を除く。また、免責金額の定めが設けられております。）。

当該契約の被保険者は、当社の取締役、監査役及び執行役員であります。すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

3 社外役員に関する事項

[1] 他の法人等との兼職状況等及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	兼職する法人等	兼職先と当社との関係
社外取締役	梅野 勉	日邦産業(株)取締役 (監査等委員 社外)	当該会社と当社との間には特別な関係はありません。
社外取締役	岩崎 剛幸	ムガマエ(株)代表取締役社長	当該会社と当社との間には特別な関係はありません。
		(株)アールエイジ取締役 (監査等委員 社外)	当該会社と当社との間には特別な関係はありません。
社外取締役	金井 千尋	金井千尋公認会計士事務所代表	当該事務所と当社との間には特別な関係はありません。
		(株)ワンロジスティクス社外監査役	当該会社と当社との間には特別な関係はありません。
		清令監査法人社員	当該法人と当社との間には特別な関係はありません。
		(株)乃村工藝社取締役 (監査等委員 社外)	当該法人と当社との間には特別な関係はありません。
社外監査役	佐藤 裕一	公認会計士佐藤裕一事務所代表	当該事務所と当社との間には特別な取引関係はありません。
		テラテクノロジー(株)社外監査役	当該法人と当社との間には特別な関係はありません。
社外監査役	唐澤 貴夫	兼子・岩松法律事務所所属	当社と法律顧問契約を締結している弁護士が同じ事務所に所属しておりますが、当該弁護士との間における取引額は、当該の連結売上高の1%未満です。
社外監査役	大木 智博	一般社団法人全国農業協同組合中央会監事	当該法人と当社との間には特別な関係はありません。
		太陽有限責任監査法人顧問	当該法人と当社との間には特別な関係はありません。

[2] 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	出席状況、発言状況及び社外取締役に 期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	梅野 勉	14/14 回	—	企業経営者としての豊富な経験を活かし、取締役会における意思決定の妥当性・適正性を確保するよう、ご発言をいただいております。 当事業年度では、特に業務管理、マーケティング、人事制度等について客観的かつ建設的なご助言をいただきました。また、指名報酬委員会の委員長として、中立的・客観的見地から役員選定や役員報酬決定につき管理・監督機能を果たしていただいております。
社外取締役	岩崎 剛幸	14/14 回	—	経営コンサルタントとしての豊富な経験を活かし、取締役会における意思決定の妥当性・適正性を確保するよう、ご発言をいただいております。 当事業年度では、特に商品販売政策、店舗運営、広告宣伝活動、M&A等について深く幅広い知見による建設的かつ効果的なご助言をいただき、経営への監督機能を果たしていただいております。
社外取締役	金井 千尋	14/14 回	—	公認会計士としての専門的な見地から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するよう、ご発言をいただいております。 当事業年度では、特に物流政策、コスト管理、M&A等について積極的にご発言をいただいたほか、財務・会計に関して幅広い知見をもとに効果的なご助言をいただき、経営への監督機能を果たしていただいております。
社外監査役	佐藤 裕一	14/14 回	15/16 回	公認会計士としての専門的な見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するよう、適宜ご助言、ご発言をいただいております。 また、監査役会においては、実効性の高い監査実現のために積極的にご発言をいただいております。
社外監査役	唐澤 貴夫	14/14 回	16/16 回	弁護士としての豊富な経験と当社を取り巻く経営環境の幅広い知識から、専門的かつ客観的な視点で取締役会において適切なお助言やご発言をいただいております。 また、監査役会においては、公正性と透明性のある監査体制実現のために積極的にご発言をいただいております。
社外監査役	大木 智博	10/10 回	11/11 回	公認会計士としての専門的な見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するよう、適宜ご助言、ご発言をいただいております。 また、監査役会においては、実効性の高い監査実現のために積極的にご発言をいただいております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部			負債の部		
科目	前期 (ご参考)	当期	科目	前期 (ご参考)	当期
流動資産	23,232	25,438	流動負債	5,430	7,231
現金及び預金	8,086	9,268	支払手形及び買掛金	2,942	3,229
受取手形	175	11	1年内返済予定の長期借入金	44	29
売掛金	6,958	7,807	リース債務	132	135
電子記録債権	1,246	1,558	未払法人税等	393	779
商品及び製品	5,737	5,432	契約負債	57	66
原材料及び貯蔵品	505	551	賞与引当金	480	531
その他	535	815	役員賞与引当金	35	67
貸倒引当金	△13	△5	その他	1,344	2,391
固定資産	18,611	19,866	固定負債	1,235	1,125
有形固定資産	14,171	14,252	長期借入金	78	48
建物及び構築物	5,366	5,258	リース債務	286	238
機械装置及び運搬具	515	458	再評価に係る繰延税金負債	285	285
土地	7,760	7,760	退職給付に係る負債	300	273
リース資産	293	268	資産除去債務	124	120
その他	236	506	その他	159	158
無形固定資産	879	2,010	負債の部合計	6,665	8,357
のれん	32	21	純資産の部		
リース資産	48	49	株主資本	40,931	42,443
その他	798	1,939	資本金	1,405	1,405
投資その他の資産	3,559	3,604	資本剰余金	1,280	1,282
投資有価証券	515	543	利益剰余金	38,564	40,040
長期貸付金	293	255	自己株式	△318	△284
繰延税金資産	591	512	その他の包括利益累計額	△5,822	△5,567
保険積立金	1,874	2,010	その他有価証券評価差額金	274	293
その他	317	282	繰延ヘッジ損益	3	209
貸倒引当金	△33	—	土地再評価差額金	△6,203	△6,203
資産の部合計	41,843	45,305	退職給付に係る調整累計額	102	133
			非支配株主持分	69	71
			純資産の部合計	35,178	36,947
			負債及び純資産の部合計	41,843	45,305

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	前期 (ご参考)	当期
売上高	60,680	64,829
売上原価	41,243	43,723
売上総利益	19,436	21,105
販売費及び一般管理費	16,449	17,648
営業利益	2,986	3,456
営業外収益	406	477
営業外費用	89	65
経常利益	3,303	3,869
特別利益	70	2
保険解約返戻金	70	2
特別損失	345	4
減損損失	340	0
保険解約損	4	4
税金等調整前当期純利益	3,028	3,867
法人税、住民税及び事業税	920	1,166
法人税等調整額	17	△39
当期純利益	2,090	2,740
非支配株主に帰属する当期純利益	2	1
親会社株主に帰属する当期純利益	2,088	2,738

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		
科目	前期 (ご参考)	当期
流動資産	20,318	22,366
現金及び預金	6,771	7,722
受取手形	90	—
売掛金	6,204	7,071
電子記録債権	1,068	1,360
商品	5,308	5,009
原材料及び貯蔵品	371	396
その他	513	808
貸倒引当金	△9	△2
固定資産	19,734	21,050
有形固定資産	13,030	13,132
建物	4,917	4,838
構築物	86	77
機械装置	291	246
車両運搬具	0	0
工具・器具及び備品	225	208
土地	7,239	7,239
リース資産	266	244
建設仮勘定	3	276
無形固定資産	780	1,935
ソフトウェア	704	1,856
リース資産	48	49
その他	27	30
投資その他の資産	5,923	5,981
投資有価証券	449	477
関係会社株式	2,397	2,397
出資金	1	1
長期貸付金	545	495
繰延税金資産	592	520
敷金及び保証金	172	164
保険積立金	1,735	1,873
その他	62	51
貸倒引当金	△33	—
資産の部合計	40,053	43,416

負債の部		
科目	前期 (ご参考)	当期
流動負債	4,445	6,361
支払手形	38	39
買掛金	2,221	2,646
リース債務	120	124
未払金	830	1,660
未払費用	123	149
未払法人税等	311	692
契約負債	57	66
賞与引当金	446	492
役員賞与引当金	35	67
その他	261	421
固定負債	1,080	1,038
リース債務	267	223
長期預り敷金保証金	112	111
退職給付引当金	316	323
再評価に係る繰延税金負債	285	285
資産除去債務	98	94
負債の部合計	5,526	7,400
純資産の部		
株主資本	40,452	41,716
資本金	1,405	1,405
資本剰余金	1,280	1,282
資本準備金	1,273	1,273
その他資本剰余金	7	9
利益剰余金	38,080	39,309
利益準備金	351	351
その他利益剰余金	37,728	38,957
固定資産圧縮積立金	32	30
別途積立金	35,600	35,700
繰越利益剰余金	2,096	3,227
自己株式	△313	△280
評価・換算差額等	△5,925	△5,700
その他有価証券評価差額金	274	293
繰延ヘッジ損益	3	209
土地再評価差額金	△6,203	△6,203
純資産の部合計	34,526	36,016
負債及び純資産の部合計	40,053	43,416

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	前期 (ご参考)	当期
売上高	53,811	58,181
売上原価	35,872	38,679
売上総利益	17,938	19,502
販売費及び一般管理費	15,154	16,399
営業利益	2,784	3,103
営業外収益	377	440
受取利息及び配当金	16	28
受取賃貸料	168	171
その他	192	241
営業外費用	77	62
その他	77	62
経常利益	3,084	3,481
特別利益	70	2
保険解約返戻金	70	2
特別損失	411	4
減損損失	25	0
保険解約損	4	4
関係会社株式評価損	381	—
税引前当期純利益	2,742	3,479
法人税、住民税及び事業税	779	1,020
法人税等調整額	65	△32
当期純利益	1,897	2,491

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

株式会社シモジマ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 吉田英志
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 山本秀仁
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社シモジマの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シモジマ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

株式会社シモジマ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 吉田 英志
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 山本 秀仁
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シモジマの2025年4月1日から2026年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第65期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、職務の分担等の監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室を含む用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会、執行役員会その他の重要な会議に出席し、取締役及び用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書、契約書等の重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び監査室等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月22日

株式会社シモジマ 監査役会

常勤監査役 古橋孝夫 ㊟
社外監査役 佐藤裕一 ㊟
社外監査役 唐澤貴夫 ㊟
社外監査役 大木智博 ㊟

以 上

以 上

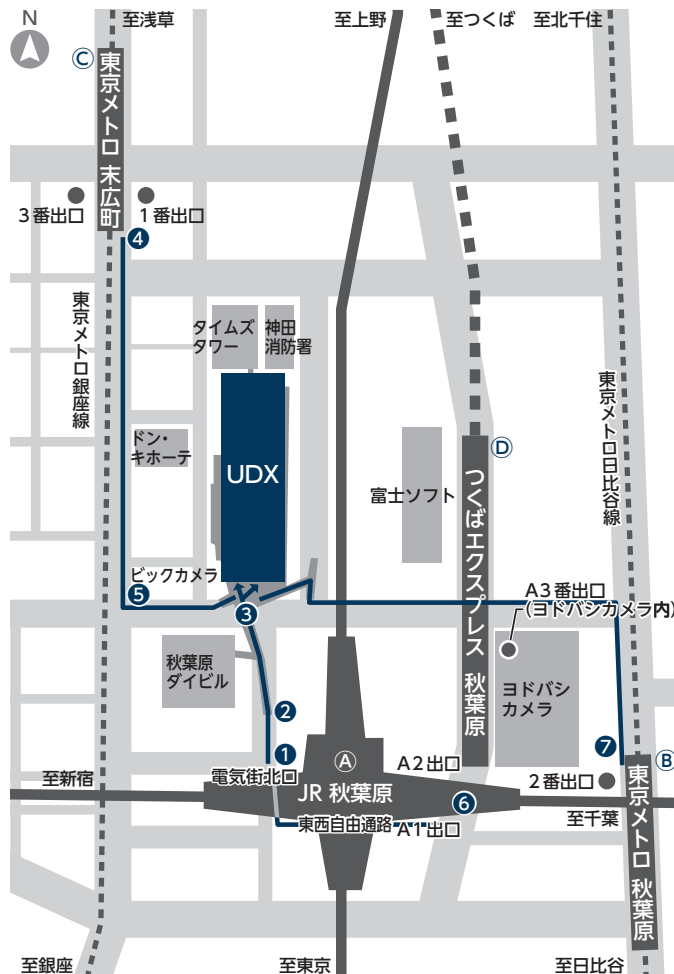
定時株主総会会場ご案内図

会場

秋葉原UDX 4階 Next-1

東京都千代田区外神田四丁目14番1号

電話 (03) 3254-8421



最寄駅

① JR総武線・山手線・京浜東北線
秋葉原駅

電気街口より
徒歩2分(①→②→③)

② 東京メトロ日比谷線
秋葉原駅

2番出口より
徒歩4分(⑦→③)

③ 東京メトロ銀座線
末広町駅

1番又は3番出口より
徒歩3分(④→⑤→③)

④ つくばエクスプレス
秋葉原駅

A1出口より
徒歩3分(⑥→①→②→③)

◎駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。